

後期高齢者医療被保険者証の更新について

8月は被保険者証（保険証）の更新時期です。現在使用している保険証や限度額適用認定証などの有効期限は7月31日です。8月1日以降に医療機関を受診される場合は新しい保険証をご提示ください。保険者証の色は、オレンジ色から緑色に変わります。

また、令和5年度に限度額適用認定証の交付を受けていた人で、窓口負担区分が変更ない人については、保険証と同封して送付します。入院などのため、新たに交付が必要となる人は、窓口に申請してください。令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナ保険証をご利用ください。

よくあるお問い合わせ

● 8月になっても保険証が届きません

個人ごとに簡易書留でお送りしています。ご不在などで郵便受けに不在票が入っている場合もありますので、ご確認の上、期限内に郵便局に再配達を依頼してください。郵便局での保管期間が切れた場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

● 保険証も不在票も届きません

ご家族が受け取っている場合がありますので、ご確認ください。また、郵便局へ転送を依頼している人は、転送の更新手続きをしているか、もう一度ご確認ください。

● 加入手続きをしていないのに後期高齢者の保険証が届きました

後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日から必ず加入となり、それまで加入していた国保や社保の資格は喪失します。

● 国保と後期高齢者の保険証が両方届きました

75歳の誕生日の前日までは国保の保険証を使用し、誕生日からは後期高齢者の保険証を使用してください。有効期限をお確かめください。

● 自己負担割合が前より高くなりました。なぜですか？

医療機関窓口での自己負担割合は、一般の方は1割、一定以上の所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。自己負担割合は、8月から翌年7月までを区切りとし、その年度の住民税課税所得や同一世帯の後期高齢者の所得状況などによって判定されるため、自己負担割合が変更となる場合があります。



☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

国民年金だより

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年4月分から令和7年3月分までの保険料は、月額16,980円です。

保険料の納付期限は翌月末（例えば4月分は5月末まで）です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットを利用した納付、口座振替による納付などで納めることができます。

保険料を未納のまま放置すると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある人（※）の財産が差し押さえられる場合があります。また、保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」、「学生納付猶予制度」があります。また、出産をする（した）人に対しては、「産前産後免除制度」もありますので、市区町村役場または年金事務所に相談の上、手続きをしてください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

国民健康保険被保険者証の更新について

8月は被保険者証（保険証）の更新時期です。現在使用している保険証や限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。8月1日以降に医療機関を受診される場合は新しい保険証をご提示ください。新しい保険証の有効期限は令和7年7月31日となります。

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナ保険証をご利用ください。

よくあるお問い合わせ

● 保険証が届きません

新しい保険証は、7月下旬に、世帯主様宛てに世帯の国保加入者全員分をまとめて「簡易書留」で住民票の住所へ郵送します。ご不在などで受け取りができなかったときは、不在票をご確認の上、期限内に郵便局に再配達を依頼してください。不在票も見当たらない場合は、ご家族が受け取っている可能性もありますのでお確かめください。

7月中にお手元に届かない場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

● 保険証の有効期限がほかの人と違います

令和7年7月31日までの間に70歳または75歳の誕生日を迎える人は、保険証が切り替わることから有効期限が違います。新しい保険証は有効期限前に、町または宮城県後期高齢者医療広域連合が発行し郵送します。

■ 70歳になる人の有効期限

⇒70歳になる誕生月の月末まで

翌月からは国民健康保険証兼高齢受給者証に切り替わります（町が発行）

■ 75歳になる人の有効期限

⇒75歳になる誕生日の前日まで

75歳になる誕生日当日からは後期高齢者医療被保険者証に切り替わります（宮城県後期高齢者医療広域連合が発行）

● 有効期限切れの保険証はどうすればいいのでしょうか？

有効期限が切れた日以降に、はさみなどで細かく裁断して処分してください。町民税務課または歌津総合支所へ返還いただいても結構です。個人情報に記載されているものなので、処分方法には充分にご注意ください。

● すでに社保に加入しているのに、国保の保険証が届きました

国保以外の健康保険（協会けんぽや船員保険、共済組合など）に加入した場合は、国保の喪失届が必要です。現在加入している健康保険の保険証と、届いた国保の保険証をお持ちの上、速やかに町民税務課窓口または歌津総合支所で手続きを行ってください。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。

● 限度額適用認定証を交付されているのに、保険証と一緒に届きません

限度額適用認定証は、現在交付されている人でも8月1日以降に改めて交付申請を行う必要がありますので、町民税務課窓口または歌津総合支所で申請をお願いします。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

国保のドック、うけてみませんか？

国民健康保険の被保険者を対象に、人間ドックと脳ドックの健診を行います。対象となる人には、7月上旬に発送する特定健診受診案内にお知らせ（申込書）を同封しますので、受診を希望する人は8月2日（金）までにお申し込みください。

● 対象者 南三陸町国民健康保険の被保険者で令和6年度中に次の年齢に達する人

・人間ドック（ピンク色） 35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・74歳

・脳ドック（青色） 40歳～65歳

● 注意事項 健診実施日以前に国保資格を喪失した場合は対象外となります。

人間ドックを受診する人は、特定健診・住民健診を受診することができません。

※詳細は対象者のお手元に届くお知らせをご確認ください。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373